

## 平成26年度財産区視察先について

前回の管理委員会で、次回の視察先には鉱泉について視察したいとの要望が各委員から寄せられていました。また、議会ではなく管理会で運営しているところを参考にしたいとの申出もあり、全国財産区リストより選定を進めた結果下記の候補地を選定しました。

### 1. 候補先として

- ① 長野県 上田市別所温泉財産区 設置 昭31年 機関 議会  
別所温泉地内の公衆浴場の泉源の管理を主として行っている。  
視察の受入はここ数年来していない。
- ② 長野県 諏訪郡下諏訪町財産区 設置 昭21年 機関 議会  
家庭や公衆浴場へ泉源からの配水及び泉源の管理のみを行っている。  
泉源の管理及び配水については、建設水道課内の水道温泉経理課、下水道温泉管理課で事業を行っている。
- ③ 和歌山県 田辺市<sup>よんむかわ</sup>四村川財産区 設置 昭31年 機関 管理会  
窓口は、田辺市本宮行政局内の総務課総務係の財産区担当にて行っている。内容は、市内の泉源の管理と公衆浴場の管理のみを行っている。
- ④ 石川県 加賀市加賀山代温泉財産区 設置 昭33年 機関 管理会  
加賀山中温泉財産区 設置 平17年 機関 管理会  
窓口は、加賀市役所地域振興部観光交流課が仕切り、視察等については、山代温泉総湯会館内にて説明及び管理泉源等を案内させていただきます。財産として、宅地の貸出、山林管理、泉源管理、駐車場管理、用水池の管理、共同浴場の管理、家庭・旅館への配水管理、原野管理。  
山中温泉財産区は、平成合併により新たに平成17年に出来た財産区である。統括は「加賀山代温泉財産区」にて行っている。

財産区に関する調査票（和歌山県 田辺市 四村川財産区管理会）

平成25年4月1日現在

調査事項		田 辺 市	芦 屋 市
1	財産区名称	田辺市四村川 <sup>しむらかわ</sup> 財産区	① 芦屋市打出財産区 ② 芦屋市三条財産区
2	財産の種類・規模	○土地 宅地 10筆 2,067.48㎡ 鉱泉水地 2筆 13.22㎡ 雑種地 3筆 316.00㎡ 畑地 1筆 439.00㎡ 山林 5筆 2,000.00㎡ 合計 21筆 4,835.70㎡ ○建物 公衆浴場 鉄筋コンクリート2階建 274.20㎡ 売店 木造2階建 123.68㎡ 合計 397.88㎡	① 山林 29筆 1,161,419.73㎡ 保安林 7筆 1,333,079.00㎡ 公衆用道路 3筆 1,469.83㎡ 合計 39筆 2,495,968.56㎡（公簿） ② 保安林 7筆 2,945,985㎡（公簿） （神戸市域・神戸市と共有，持分神戸市7/9，財産区2/9）
3	財産区に関する条例等	○田辺市四村川財産区管理条例 ○田辺市四村川財産区湯峰温泉公衆浴場及び温泉使用条例 ○田辺市四村川財産区湯峰温泉公衆浴場及び温泉使用条例施行規則 ○田辺市四村川財産区基金条例	① 打出財産区共有財産管理委員会条例 芦屋市打出共有山入山規則 芦屋市打出 ② なし
4	財産区管理上の組織	○田辺市四村川財産区管理会	① 共有財産管理委員会 ② 財産区協議会
5	管理委員の選任・任期	○財産区の区域内に3月以上住所を有する者で、田辺市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから、市長が議会の同意を得て選任する。 ○任期4年（定数7名）	① 市議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が選任（委員長は委員の互選，副委員長は委員長が任命） ○任期4年（定数15名） ② 選任・任期とも協議会で決定
6	管理委員の報酬	○日額6,500円（田辺市特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例）	① 日額11,200円（委員長13,500円） ② なし（協議会に委託料支出）

調 査 事 項		田 辺 市	芦 屋 市
7	管理委員会・協議会の状況 管理委員催開	○管理会 年 3～6 回程度	① 年 3～6 回程度 ② 年 1～2 回程度
8	先進地視察等について	○隔年に実施（1泊2日）	① 隔年に実施（1泊2日） ② 隔年に実施（日帰り）
9	管理運営について	保存行為	○松くい虫防除事業 ○各種治山工事（県事業が中心） ○国砂防事業への用地提供（有償）
		処分行為	○財産処分に関することは、すべて管理委員会・協議会に諮問。 ○主に砂防事業への用地処分。
		処分金の使途	○当該地域で実施される公共的事業及び管理運営費に充てるため、財産区積立金として積み立てる。 (積立金)平成25年3月末現在 ① 111,837,095円(打出財産区) 三条 ② 45,961,084円(津知財産区)
会計区分	○財産区特別会計	○財産区特別会計	
10	財産区と市議会との関係	事務局	○総務部 用地管財課
			○市議会の議決を要するもの ・予算 ・契約締結（15,000万円以上）※地方自治法96条関係 ・財産処分（予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の売却。土地については、1件5,000平方メートル以上のもの。）※地方自治法96条関係
11	日常管理業務等	○保守管理（泉源と給湯設備の点検等）	○山林内パトロール（樹木・境界・山腹崩壊・落石危険箇所・ゴミの不法投棄の監視等） ○境界確認・協定（水路・里道・官民間）

財産区に関する調査票（石川県 加賀市 加賀山代温泉財産区）

平成25年4月1日現在

調査事項		加賀市 (加賀山代)	芦屋市
1	財産区名称	加賀市 加賀山代温泉財産区	芦屋市 芦屋市打出財産区
2	財産の種類・規模	(1) 土地 ①山林 3,584 m <sup>2</sup> ②宅地 13,950 m <sup>2</sup> (うち共同浴場 633 m <sup>2</sup> ) ③鉱泉地 50 m <sup>2</sup> ⑥その他 20,522 m <sup>2</sup> (うち配湯場 381 m <sup>2</sup> ) 合計 38,106 m <sup>2</sup> (2) 家屋 287 m <sup>2</sup> (古総湯)	① 山林 29筆 1,161,419.73 m <sup>2</sup> 保安林 7筆 1,333,079.00 m <sup>2</sup> 公衆用道路 3筆 1,469.83 m <sup>2</sup> 合計 39筆 2,495,968.56 m <sup>2</sup> (公簿) ② 保安林 7筆 2,945,985 m <sup>2</sup> (公簿) (神戸市域・神戸市と共有, 持分神戸市7/9, 財産区2/9)
3	財産区に関する条例等	加賀山代温泉財産区管理条例 加賀山代温泉財産区事業調整基金条例	① 芦屋市打出財産区共有財産管理委員会条例 芦屋市打出共有山入山規則 ② なし
4	財産区管理上の組織	加賀山代温泉財産区管理会	① 共有財産管理委員会 ② 財産区協議会
5	管理委員の選任・任期	・財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で加賀市議会の議員の被選挙権を有するものの中から、市長が議会の同意を得て選任。(管理会長、副会長は管理委員の互選) ・任期 4年 (定数7名)	① 市議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が選任 (委員長は委員の互選, 副委員長は委員長が任命) ② 任期 4年 (定数15名) ③ 選任・任期とも協議会で決定
6	管理委員の報酬	管理会長: 15,000円/月、管理委員: 5,000円/月	① 日額 11,200円 (委員長 13,500円) ② なし (協議会に委託料支出)

調査事項		加賀市(加賀山代)	芦屋市
7	管理委員会・協議会の状況	○ 月1回開催 ○ 管理委員任期中に1回(概ね1泊2日)	① 年3~6回程度 ② 年1~2回程度
8	先進地視察等について	○ 総湯・古総湯事業(市の施設である総湯の指定管理事業、財産区の独自財産である古総湯の自主運営事業) ○ 一般事業(総湯売店の運営、駐車場の貸付等) ○ 処分の基準、処分の方法、処分価格の決定については特に規定はなく、委員会等で協議を行う。処分金は全額財産区特別会計の歳入となる。 ○ 財産の処分行為は、ここ数年は行っていない	① 隔年に実施(1泊2日) ② 隔年に実施(日帰り)
9	保存行為	○ 総湯・古総湯事業(市の施設である総湯の指定管理事業、財産区の独自財産である古総湯の自主運営事業) ○ 一般事業(総湯売店の運営、駐車場の貸付等)	○ 松くい虫防除事業 ○ 各種治山工事(県事業が中心) ○ 国砂防事業への用地提供(有償)
	処分行為	○ 処分の基準、処分の方法、処分価格の決定については特に規定はなく、委員会等で協議を行う。処分金は全額財産区特別会計の歳入となる。 ○ 財産の処分行為は、ここ数年は行っていない	○ 財産処分に關することは、すべて管理委員会・協議会に諮問。 ○ 主に砂防事業への用地処分。
	処分金の使途	○ 保存行為で生じた収支差額、処分行為で生じた処分金は財産区事業調整基金として積み立てる。 (調整基金)平成25年3月末現在 97,456千円	○ 当該地域で実施される公共的事業及び管理運営費に充てるため、財産区積立金として積み立てる。 (積立金)平成25年3月末現在 ① 111,837,095円(打出財産区) ② 45,961,084円(津知三條財産区)
	管理運営について	○ 財産区特別会計 ○ 加賀山代温泉財産区管理会事務局(日常管理業務) (財産区の予算編成・行政手続等の調整は、加賀市地域振興部観光交流課で行う)	○ 財産区特別会計 ○ 総務部用地管財課
10	財産区と市議会との関係	○ 市議会の議決を要するもの ・ 予算 ・ 財産区管理会委員の選任 ・ 契約締結(予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負) ・ 財産処分(予定価格2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5千㎡以上のものに係るものに限る。))又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	○ 市議会の議決を要するもの ・ 予算 ・ 契約締結(15,000万円以上)※地方自治法96条関係 ・ 財産処分(予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の売払い。土地については、1件5,000平方メートル以上のももの。)※地方自治法96条関係
11	日常管理業務等	○ 総湯・古総湯事業 ○ 総湯売店の運営 ○ 温泉たまたまの製造 ○ 温泉たまたまの管理(草刈、柵の設置) ○ 用地の貸付	○ 山林内パトロール(樹木・境界・境界・山腹崩壊・落石危険箇所・ゴミの不法投棄の監視等) ○ 境界確認・協定(水路・里道・官民間)

加賀市中温泉財産区 加賀市 加賀山中 加賀市中温泉財産区

平成25年4月1日現在

調査事項		加賀市中(加賀山中)		芦屋市	
1	財産区名称	加賀市 加賀山中温泉財産区		① 芦屋市 打出屋財産区	
2	財産の種類・規模	(1) 土地 ① 宅地 5,293 m <sup>2</sup> (配湯施設 337 m <sup>2</sup> ) ② 鉱泉地 208 m <sup>2</sup> ③ 公園 1,574 m <sup>2</sup> ④ その他 343 m <sup>2</sup> 合計 7,417 m <sup>2</sup> (2) 家屋 704 m <sup>2</sup> (3) 温泉権 11 件		② 芦屋市 三條財産区 ① 山林 29筆 1,161,419.73 m <sup>2</sup> 保安林 7筆 1,333,079.00 m <sup>2</sup> 公衆用道路 3筆 1,469.83 m <sup>2</sup> 合計 39筆 2,495,968.56 m <sup>2</sup> (公簿) ② 保安林 7筆 2,945,985 m <sup>2</sup> (公簿) (神戸市域・神戸市と共有, 持分神戸市7/9, 財産区2/9)	
3	財産区に関する条例等	加賀山中温泉財産区管理条例 加賀山中温泉財産区事業調整基金条例 加賀山中温泉財産区温泉条例		① 芦屋市 打出屋財産区共有財産管理委員会条例 芦屋市 打出屋共有山入山規則 なし	
4	財産区管理上の組織	加賀山中温泉財産区管理会		① 共有財産管理委員会 ② 財産区協議会	
5	管理委員の選任・任期	・ 財産区の区域内に3箇月以来住所を有する者で加賀市議会の議員の被選挙権を有するものうちから、市長が議会の同意を得て選任。(管理会長、副会長は管理委員の互選) ・ 任期4年(定数7名)		① 市議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が選任(委員長は委員の互選, 副委員長は委員長が任命) ② 任期4年(定数15名) 選任・任期とも協議会で決定	
6	管理委員の報酬	管理会長: 15,000円/月、管理委員: 5,000円/月		① 日額11,200円(委員長13,500円) ② なし(協議会に委託料支出)	



調査事項		加賀市(加賀山中)	芦屋市
7	管理委員会・協議会の状況	○ 年3～5回程度	① 年3～6回程度 ② 年1～2回程度
8	先進地視察等について	○ 不定期	① 隔年に実施(1泊2日) ② 隔年に実施(日帰り)
9	保存行為	○ 温泉事業(財産区内の旅館等施設への温泉供給事業、供給設備の管理) ○ 菊の湯事業(市の施設である菊の湯の指定管理事業)	○ 松くい虫防除事業 ○ 各種治山工事(県事業が中心) ○ 国砂防事業への用地提供(有償)
	処分行為	○ 処分の基準、処分の方法、処分価格の決定については特に規定はなく管理委員会で協議を行う。処分金は全額財産区特別会計の歳入となる。 ○ 財産の処分行為は、ここ数年は行っていない	○ 財産処分に関することは、すべて管理委員会・協議会に諮問。 ○ 主に砂防事業への用地処分。
	処分金の使途	○ 保存行為で生じた収支差額、処分行為で生じた処分金は財産区事業調整基金として積み立てる。 (調整基金積立金)平成25年3月末現在 148,875千円	○ 当該地域で実施される公共的事業及び管理運営費に充てるため、財産区積立金として積み立てる。 (積立金)平成25年3月末現在 ① 111,837,095円(打出屋三條財産区) ② 45,961,084円(津知財産区)
10	財産区と市議会との関係	○ 財産区特別会計 ○ 加賀山中温泉財産区管理会事務局(山中温泉支所振興課)	○ 財産区特別会計 ○ 総務部用地管財課
		○ 市議会の議決を要するもの ・ 予算 ・ 財産区管理会委員の選任 ・ 契約締結(予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負) ・ 財産処分(予定価格2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5千㎡以上のものに係るものに限る。))又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	○ 市議会の議決を要するもの ・ 予算 ・ 契約締結(15,000万円以上)※地方自治法96条関係 ・ 財産処分(予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の売払い。土地については、1件5,000平方メートル以上のももの。)※地方自治法96条関係
11	日常管理業務等	○ 温泉事業(温泉の供給、供給設備の管理) ○ 菊の湯事業(菊の湯の運営、管理)	○ 山林内パトロール(樹木・境界・山腹崩壊・落石危険箇所・ゴミの不法投棄の監視等) ○ 境界確認・協定(水路・里道・官民間)